

学則（抜粋）

第1章 組 織

（目 的）

第1条 本校は、医療専門課程および教育・社会福祉専門課程を設置し、そのもとで社会に役立つ臨床検査技師、はり・きゅう師、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員および薬業ならびに医療秘書、医療情報および医療心理分野の専門職業人・技術者としての知識及び技能を教育することを目的とする。

（名 称）

第2条 本校は、大阪医療技術学園専門学校という。

（位 置）

第3条 本校は、大阪市北区東天満二丁目一番三十号に設置する。

（自己点検、評価）

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限並びに休日

（課程、学科、修業年限）

第5条 本校の課程、学科及び修業年限は次のとおりとする。

2 臨床検査技師科は、臨床検査技師等に関する法律第15条1項に規定する者を養成する学科とする。

3 鍼灸美容学科は、あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師等に関する法律第2条第1項に規定する者を養成する学科とする。

| 課 程 | 学 科 | 修業年限 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|------|-----|
| 医 療 専 門 課 程 | 臨 床 検 査 技 師 科 | 3 年 | 昼間 |
| 医 療 専 門 課 程 | 薬 業 科 | 2 年 | 昼間 |
| 医 療 専 門 課 程 | 医 療 秘 書 ・ 情 報 学 科 | 2 年 | 昼間 |
| 医 療 専 門 課 程 | 鍼 灸 美 容 学 科 | 3 年 | 昼間 |
| 医 療 専 門 課 程 | 専 攻 科 | 1 年 | 昼間 |
| 医 療 専 門 課 程 | 医 療 専 攻 科 | 1 年 | 昼間 |
| 医 療 専 門 課 程 | 言 語 聴 覚 士 学 科 | 3 年 | 昼間 |
| 医 療 専 門 課 程 | 言 語 聴 覚 士 学 科 | 2 年 | 昼夜間 |
| 教 育 ・ 社 会 福 祉 専 門 課 程 | 医 療 心 理 科 | 3 年 | 昼間 |

- 4 言語聴覚士学科（昼間部3年制）は、言語聴覚士法第33条1号に規定する者を養成する学科とする。
- 5 言語聴覚士学科（昼夜間2年制）は、言語聴覚士法第33条5号に規定する者を養成する学科とする。
- 6 在学年限は、各学科の修業年限の2倍とする。

（学年、学期）

- 第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 専門課程の学期は、次のとおりとする。
前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から3月31日まで
 - 3 但し、校長が必要であると認めるときは、前期終了日及び後期開始日を変更することができる。

（休業日）

- 第7条 本校の休業日は次のとおりとする。
- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (3) 夏季休業
 - (4) 冬季休業
 - (5) 春季休業
 - (6) 創立記念日（3月28日）
 - 2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要であると認めるときは、休業日を変更することができ、臨時に休業を行いまたは休業日に授業を行うことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

（教育課程、授業時数）

- 第8条 本校の教育課程及び授業時間数等は別表1のとおりとする。

（授業時数の単位数への換算）

- 第9条 本校の授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合においては、
- (1) 講義については、15時間を

もって1単位とする。

(2) 演習については、30時間をもって1単位とする。

(3) 実験・実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。

- 2 臨床検査技師科、鍼灸美容学科、言語聴覚士学科（昼間部3年制）、言語聴覚士学科（昼夜間2年制）については、厚生労働省の定める「養成施設指導要領」の授業に関する事項（単位計算方法）に基づくものとする。

（成績評価）

- 第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行い、各学科とも最終学年の終わりには、卒業試験を行う。また、所定の授業日数の3分の1以上欠席した者は、その科目について評価を受けることができないので、進級または卒業することができない。ただし、各学年において欠席日数が出席すべき日数の3分の1以内であっても、各学科目及び実習にかかる出席時間数が3分の2（実習のみ5分の4）に満たない者は、補習を受けなければ定期試験を受けることができないので、進級又は卒業することができない。ただし臨床検査技師科、鍼灸美容学科、言語聴覚士学科（昼間部3年制）及び言語聴覚士学科（昼夜間2年制）については別に各科試験規程に定める。
- 2 試験の成績は科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格とする。
 - 3 合格点に満たない科目については、その学科の再試験を行うことがある。
 - 4 学科試験に欠席した者で、その理由がやむを得ないと認められた者は、追試験を許可することがある。
 - 5 再試験を受験する者は、受験料として1教科1000円を添え、所定の届け出をし、校長の許可を得なければならない。

(他の専修学校における授業科目の履修等)

第11条 他の専修学校専門課程において、同一専門分野等で授業科目を履修した場合には、本校修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、本校の授業科目の履修とみなす(ただし、履修学校より、「履修単位認定証」等の提出を必要とする)。履修科目の認定について、必要な事項は別に定める。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第12条 大学または短期大学における学修、その他文部科学大臣が定める学修(認定社会通信教育、技能審査、ボランティア、インターンシップ等)を本校授業科目の履修とみなす(ただし、同一専門分野等の関連科目のみとする)。ただし、第11条の履修とみなす授業時数と合わせて、本校修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする(ただし、履修認定は、履修学校より、「履修単位認定証」等の提出を必要とする)。上記の規定は、本校の専門課程に相当する教育内容の外国の教育施設に学生が留学する場合についても準ずるものとし、「GPA単位履修認定証」を発行する。履修科目の認定について、必要な事項は別に定める。ただし臨床検査技師科、鍼灸美容学科、言語聴覚士学科(昼間部3年制)及び言語聴覚士学科(昼夜間2年制)は、これを認めない。

(入学前の授業科目の履修等)

第13条 本校は教育上有益と認める場合、本校入学前に行った履修授業科目を本校の授業科目の履修とみなすことができる。なお、履修授業科目等は、第11条、第12条による履修授業科目の授業時数と合わせて本校修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする(大学、短期大学、専修学校等の卒業生、在校生からの編入学等、履修学校より「履修単位

認定証」等の提出を必要とする)。履修科目の認定について、必要な事項は別に定める。

(授業の方法による履修等)

第14条 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室等以外の場所で履修することができ、履修授業科目の時間数は、本校修了に必要な総授業時数のうち、4分の3を超えないものとする。

(始業及び終業)

第15条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。
昼間課程は、午前9時から午後4時10分までとする。
夜間課程は、午後6時から午後9時10分までとする。
ただし、臨床検査技師科及び言語聴覚士学科(昼間部3年制)は午後5時までとし、実習の時間については別に定める。言語聴覚士学科(昼夜間2年制)は、月曜日から金曜日の午後6時から午後9時10分まで、土曜日の午前9時から午後4時10分までとし、実習の時間については別に定める。鍼灸美容学科は午前9時から午後4時10分までとする。

(職員組織)

第16条 本校に次の教職員を置く。

| | |
|------------|--------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 学科長 | 学科毎に1名 |
| (3) 専任教員 | 7名以上 |
| (4) 教員(講師) | 15名以上 |
| (5) 事務職員 | 3名以上 |
| (6) 学校医 | 1名以上 |

第4章 入学・休学・退学及び卒業

(入学資格)

第17条 本校に入学できる者は次のとおりとする。
(1) 臨床検査技師科は、学校教育法第90条第1項並びに臨床検査技師学校養成所指定規則

- 第3条に掲げる者。
- (2) 鍼灸美容学科は、学校教育法第90条第1項並びにあん摩マッサージ指圧師、はり・きゆう師に係る学校養成施設認定規則第3条に掲げる者。
 - (3) 薬業科、医療秘書・情報学科及び医療心理科は高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、または文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者。
 - (4) 専攻科は、専門学校、短期大学、大学卒業者（見込み）で、同一の専門教科の修了者である者。
 - (5) 医療専攻科は、更に臨床検査技師（国家資格）及び言語聴覚士（国家資格）を取得（見込み）である者。
 - (6) 言語聴覚士学科（昼間部3年制）は、学校教育法第90条第1項並びに言語聴覚士法施行規則第13条各号に掲げる者。
 - (7) 言語聴覚士学科（昼夜間2年制）は学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者。

（入学時期）

第18条 本校の入学時期は学年の初めとする。

（入学手続）

第19条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第28条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対

して入学試験を行い、入学者を決定する。

- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可から7～10日以内に、第28条の入学金を添えて手続をとらなければならない。
- (4) 入学試験の規定は、別段の定めのある場合を除き校長が決める。

（転入学）

第20条 転入学を希望する者がある場合は、教育計画及び学科実習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、試験の結果許可をすることがある。

（休学・復学）

- 第21条 学生が疾病その他やむを得ない理由によって、7日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し校長の許可を受けなければならない。
- 2 校長は、病気その他の理由により修学することが不相当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。
 - 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、第1項の許可を得た学生が延長願を提出した場合において校長がやむを得ない理由があると認めるとき、又は前項の規定により休学を命じた場合において、校長が引続き休学させる必要があると認めるときは、その期間を延長させることができる。
 - 4 休学の期間は、通算して修学年限1～4年を越えることはできない。
 - 5 休学期間は、在学の期間に算入する。
 - 6 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

（退学及び除籍）

- 第22条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 校長は、次の各号のいずれかに該当

する学生を除籍することができる。

- (1) 病気その他の理由により修学の見込みがなくなった者
- (2) 第5条第7項に規定する期間内に卒業することができない者
- (3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ督促期間内に当該授業料を納入しない者

(課程修了の認定)

- 第23条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。
- 2 課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

- 第24条 別表4に定める専門課程、学科を修了したと認めた者には、専門士の称号を授与する。

第5章 科目等履修

(科目等履修生、別科生)

- 第25条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請または別科生としての履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目履修生または別科生として当該科目の履修を許可することができる。
- 2 その他科目等履修生または別科生に関する事項は別表3に定める。ただし臨床検査技師科、鍼灸美容学科、言語聴覚士学科（昼間部3年制）及び言語聴覚士学科（昼夜間2年制）はこれを認めない。

第6章 賞 罰

(ほう賞)

- 第26条 成績優秀にして、他の模範となる者にはほう賞することができる。

(懲戒)

- 第27条 校長が教育上必要と認めるときは、学生に懲戒を加えることがある。
- 2 懲戒の種類は次のとおりとする。
 - (1) 戒告
 - (2) 停学
 - (3) 退学
 - 3 前項の退学は次の各号のひとつに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (5) 同学年を2度以上留年する者

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

- 第28条 本校の入学検定料・入学金・授業料等納付金は別表2のとおりとする。
- 第29条 既に納入した入学金及び入学検定料は返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
- (1) 新年度事業開始前に亡くなったとき
 - (2) 入学を許可された者で該当年の3月末日までに入学辞退の申し出があった場合は、既に納入した授業料を返還する。4月1日以降に入学辞退の申し出があった場合は、返還請求のあった時期・理由など諸般の事情を考慮して、一部返還する場合がある。

- 第30条 新年度1年間休学の場合、前年度末までに休学届が提出された場合、授業料は徴収しない。

第8章 奨学制度

(奨学金)

第31条 本学に奨学制度を設ける。詳細は別表5に定める。

第9章 寄宿舍等

(寄宿舍、健康診断)

第32条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に細則で定める。

- 2 学校保健安全法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年1回以上実施し、学生は必ず受診しなければならない。

第10章 雑 則

(施行細則)

第33条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この改正学則は令和5年4月1日より実施する。